

答 申 書
(答申第6号)
平成17年9月1日

1 審査会の結論

異議申立人に係る札幌医科大学附属病院〇〇科の診療録（平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの入院分）を不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、異議申立人に係る札幌医科大学附属病院〇〇科の診療録に記載されているものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件個人情報のうち、平成〇年〇月〇日以降の外来分及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの入院分の診療録については、北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第22号）による改正前の北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき開示決定処分を行ったが、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで及び平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの入院分の診療録（以下「本件公文書」という。）については、平成16年4月の診療録の中央管理への移行の際に紛失してしまったものと思われることを理由として条例第16条第1項の規定に基づき個人情報開示（不存在）決定通知（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件公文書の保存について

診療録は、医師法（昭和23年法律第201号）第24条第1項の規定により作成される診療についての記録であり、医師が診療を行った場合には遅滞なく作成されなければならない。同条第2項の規定により、病院に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院の管理者が5年間保存しなければならない。

したがって、本件公文書は、本件処分を行った際には、実施機関において適正に保存されていなければならないものであった。

イ 本件公文書の検索状況について

(ア) 異議申立人は、平成17年2月9日付けで開示請求を行い、条例の原則期間である14日以内の2月23日に開示が行われたが、条例には必要な場合には開示期限を

延長することができるのに、診療録の一部紛失という重要な事態にもかかわらず期限を延長することもなく開示していることから、本当に念入りな「搜索」を行ったのか、いささか疑問が残ると主張する。

- (イ) 当審査会は、実施機関に対し、本件公文書の搜索状況について説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。
- a 診療録の搜索については、異議申立人から開示請求がなされた後、更には、不存在の決定をした後も継続して行った。
 - b これまで事務局及び〇〇科職員延べ49人、搜索箇所14箇所、延べ搜索時間177時間にわたる搜索を行ったが発見には至っていない。
 - c 〇〇科担当医から、これまで当該診療科に所属した医師15名に対し、延べ9日間にわたり面談（7名）又は電話連絡（8名）により聞取調査を行った。
 - ・ 異議申立人の担当医でもあった研修医には、平成17年2月14日、3月8日の2回にわたり連絡を取り、診療科の教室から持出しなどは行っていないことを確認した。
 - ・ 担当医でない他の医師の場合は、当該患者とかかわりがないことから、直接診療録を使用したり、持ち出したりすることはないとのことであった。
 - ・ 結果として、当該診療科の職員5名を含め、延べ20名について調査を実施したが、診療録の所在を確認することができなかった。

ウ 本件公文書の一部紛失について

- (ア) 異議申立人は、今回の異議申立人の診療録はすべてが紛失ではなく、外来診療録と入院診療録の一部が残っているのも極めて不自然であり、特に、紛失した入院診療録は、2回目の入院と3回目の入院までの間は、10日しか空いていないにもかかわらず、3回目の入院診療録が紛失していないことが不可思議な現象としか思えないと主張する。
- (イ) 当審査会は、実施機関に対し、本件公文書が一部紛失（部分的紛失）した理由について説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

当院の入院に係る診療録については、一入院毎に一冊の診療録を作成する取扱いとなっている。〇〇科が入院病床を設けた平成12年4月から平成13年10月ごろまでは、退院された患者の診療録を、おおまかに退院日の順に並べて診療科の教室に保管するにとどまっていた。

診療録については、特に合冊した形跡もないことから、分冊されたままとなっており、結果として部分的に紛失したものと考えられる。

エ 本件公文書と医学専門書について

- (ア) 異議申立人は、〇〇科から平成13年に発刊されている書籍には、異議申立人も症例として12ページにわたって掲載されており、内容は紛失したとされる入院診療録がないと執筆が困難であると主張する。
- (イ) 当審査会は、実施機関に対し、本件公文書と札幌医科大学医学部の医師が著者となっている本の事実関係について説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

医学専門書については、平成13年9月28日付けで発行されたところであり、〇〇科において執筆し、発行日の約2箇月前には寄稿したところである。掲載され

た症例は、5患者の実症例を除き、その他は想定 of 症例が掲載されており、異議申立人の症例は実症例の一つとして掲載されている。

なお、平成13年11月、各診療科の教室では、教室に保管されている診療録と病棟で記載している入院台帳を突合し「入院カルテ受入簿」を作成しており、当該受入簿には、異議申立人の診療録はすべて記載していることから、この時点までは診療録が存在していたものである。

執筆には、異議申立人の診療録を基に作成しているが、当該専門書の出版後において、前記のとおり平成13年11月に作成した「入院カルテ受入簿」に記載されていることから、医学専門書の執筆に伴い紛失したとは考えられない。

オ これらの実施機関の説明を聴取した限り、本件処分時に本件公文書が存在しているということをおかきわせるような事実は見当たらない。よって、本件処分は妥当であると判断せざるを得ない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(4) 本件処分に対する意見について

本件公文書は、医師法の規定により、実施機関において作成し、適正に保存されるべきものであったにもかかわらず、本件公文書が保存されていないことは、法令を遵守しなければならない公務員の職務として適切さを欠くものであり、極めて問題があり、決して容認することができるものではない。

実施機関は、条例第11条第2項の規定により、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないにもかかわらず、個人情報の保護の必要性が極めて高い診療録という公文書を紛失したことは、誠に遺憾である。

実施機関においては、文書による周知徹底、職員研修会の開催、診療録の保管・管理体制の指導、診療録の管理を行う診療情報室の設置、附属病院の情報統合システムの稼働等、再発防止策を講じたところであるが、今後こうした事態が二度と起こらないよう、強く反省を求めるとともに、適正な事務処理を行うことを強く要望する。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 5 月 10日	○ 諮問書の受理（諮問番号3） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報開示（不存在）決定通知書の写し、⑤個人情報開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書）の提出
平成17年 5 月 27日 （第1回審査会）	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成17年 6 月 7日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成17年 6 月 27日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成17年 7 月 25日 （第一部会）	○ 審議
平成17年 8 月 23日 （第一部会）	○ 審議
平成17年 8 月 30日 （第4回審査会）	○ 答申案審議
平成17年 9 月 1日	○ 答申